

資料編

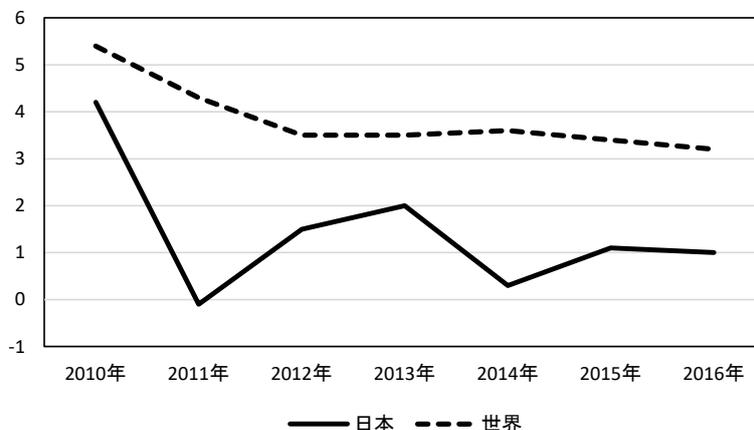
1. データ集
2. 新宿区産業振興基本条例
3. 検討経過

1. データ集

(1) 実質 GDP 成長率の推移 (本編 14 頁)

～2011 年以降、わが国の実質 GDP 成長率は 2%以下の水準で推移している～

(前年比、%)



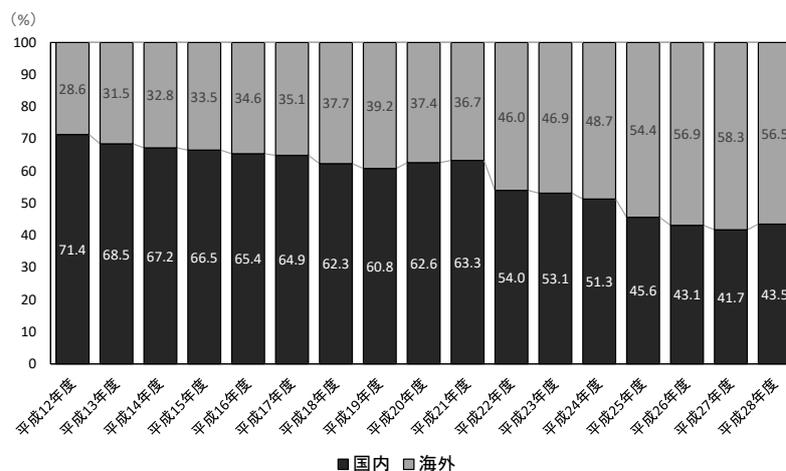
— 日本 — 世界

出典：世界：「World Economic Outlook (October, 2017)」(IMF)

日本：「国民経済計算 (GDP 統計)」(内閣府)

(2) 日本企業の売上高の国内外別構成比 (本編 14 頁)

～日本企業の海外売上高比率は拡大傾向にある～

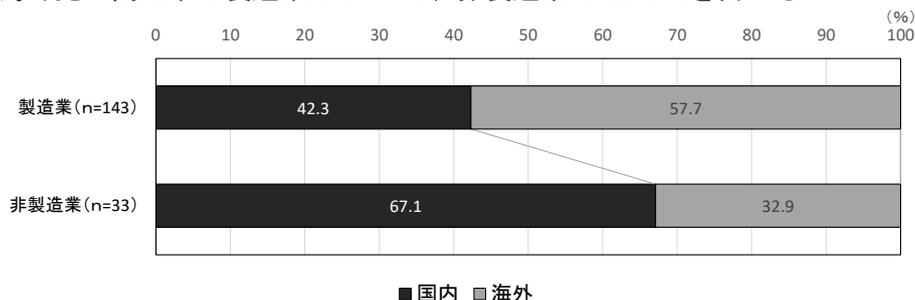


■ 国内 ■ 海外

出典：「2017 年版 ジェトロ世界貿易投資報告」(独立行政法人日本貿易振興機構)

(3) 日本企業の製造・非製造業別/国内外別海外売上高比率 (2016 年度) (本編 14 頁)

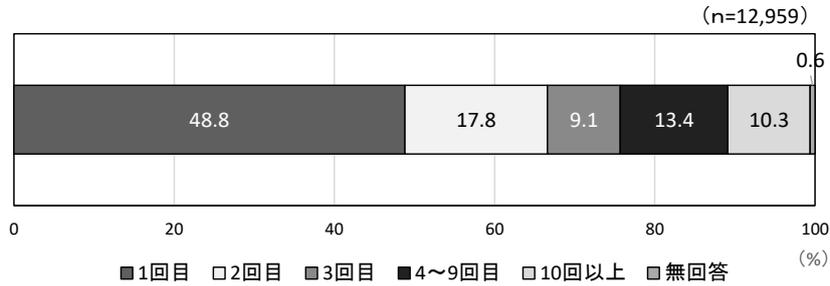
～海外売上高比率は製造業で 57.7%、非製造業で 32.9%を占める～



■ 国内 ■ 海外

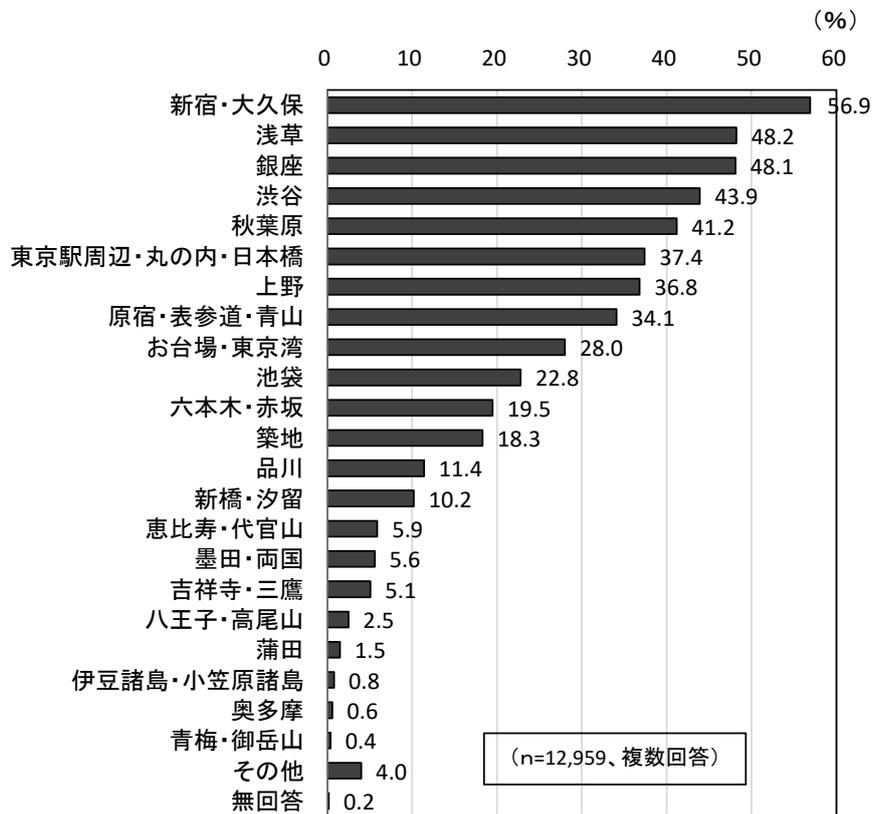
出典：「2017 年版 ジェトロ世界貿易投資報告」(独立行政法人日本貿易振興機構)

(4) 東京都を訪れる外国人旅行者のこれまでの訪都回数 (本編 14 頁)
 ~訪都 2 回以上のリピーターが約 5 割を占める~



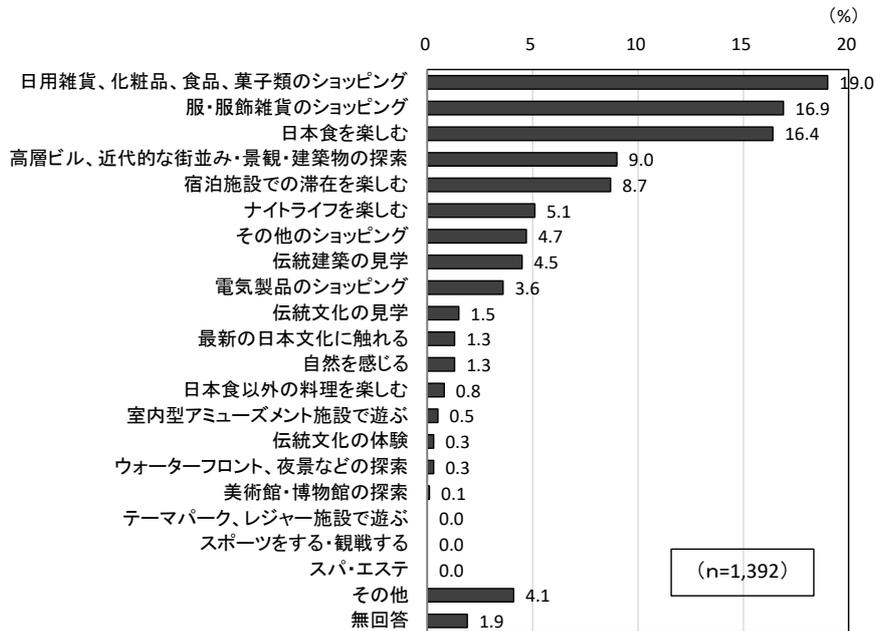
出典:「平成 28 年度 東京都国別外国人旅行者行動特性調査」(訪都者のこれまでの訪都回数)(東京都)

(5) 東京都を訪れる外国人旅行者が訪問した場所 (本編 14 頁)
 ~新宿・大久保が約 6 割弱で最も多い~



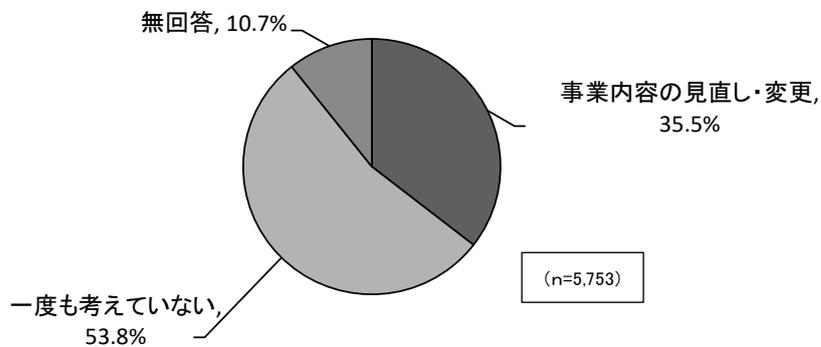
出典:「平成 28 年度 東京都国別外国人旅行者行動特性調査」(訪問した場所)(東京都)

(6) 外国人旅行者が訪問して一番満足した場所（新宿・大久保）で行った行動（本編 14 頁）
 ～ショッピングや食事（日本食）等の消費行動が上位に挙がっている～



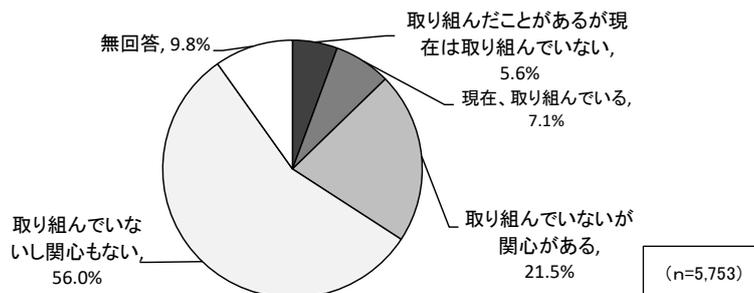
出典:「平成 28 年度 東京都別外国人旅行者行動特性調査」(訪問して一番満足した場所で行った行動)(東京都)

(7) 事業内容の見直し・変更（本編 16 頁）
 ～事業内容の見直し・変更した企業は約三分の一に留まっている～



出典:「平成 28 年度新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」(新宿区)

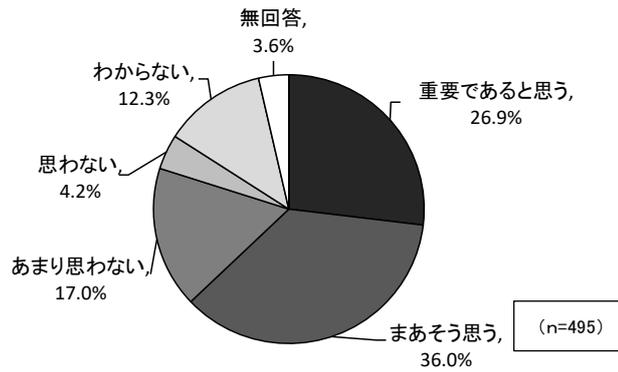
(8) 他企業や大学等の教育機関等と連携して取り組んだ事業（本編 16 頁）
 ～取り組んでいないし関心もない企業が 6 割弱を占める～



出典:「平成 28 年度新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」(新宿区)

(9) 企業戦略におけるワーク・ライフ・バランスの推進の重要性 (本編 19 頁)

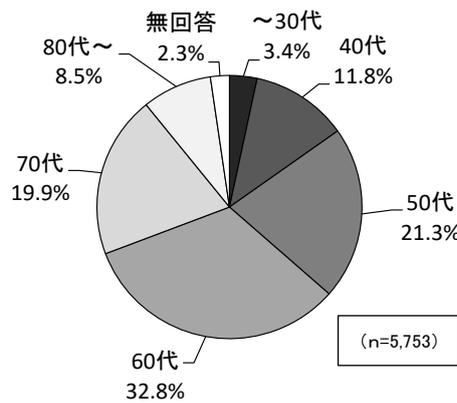
～約 6 割の企業が重要性を認識している～



出典:平成 28 年度「新宿区ワーク・ライフ・バランスに関する企業及び従業員の意識・実態調査」(ワーク・ライフ・バランスの推進が企業戦略において重要であるか)(新宿区)

(10) 代表者の年齢 (本編 20 頁)

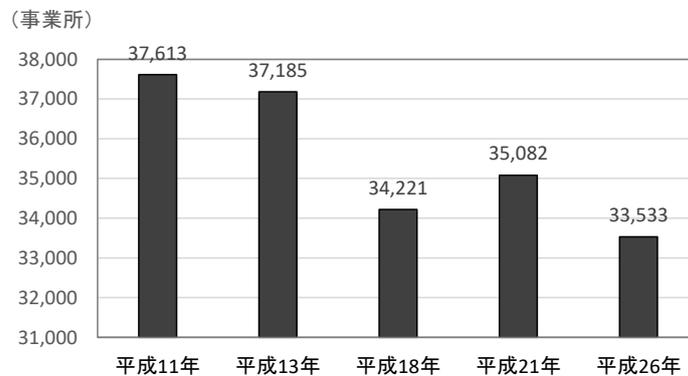
～70 代以上が約 3 割弱を占め高齢化が進んでいる～



出典:「平成 28 年度新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」(新宿区)

(11) 新宿区における事業所数の推移 (本編 21 頁)

～事業所数は減少傾向にある～



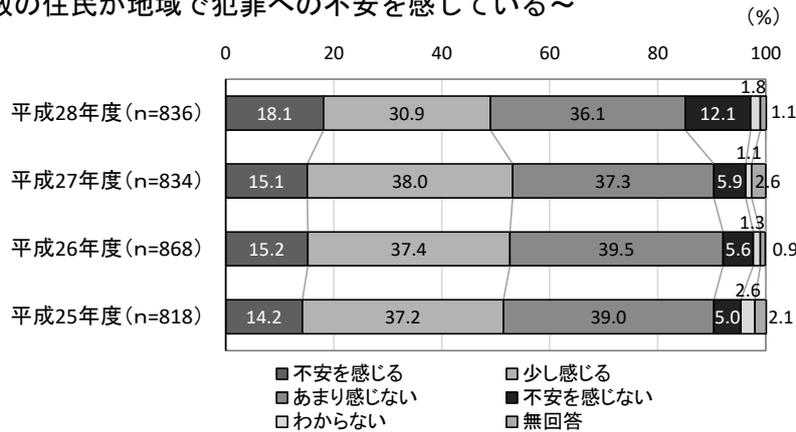
出典:平成 11 年～18 年:「事業所・企業統計調査」(総務省)

平成 21 年～26 年:「経済センサス-基礎調査」(総務省)

(注)「経済センサス-基礎調査」は「事業所・企業統計調査」と一部調査手法が異なるため、その差異がすべての増減を表すものではない。

(12) 居住地域において犯罪に対する不安の有無（本編 24 頁）

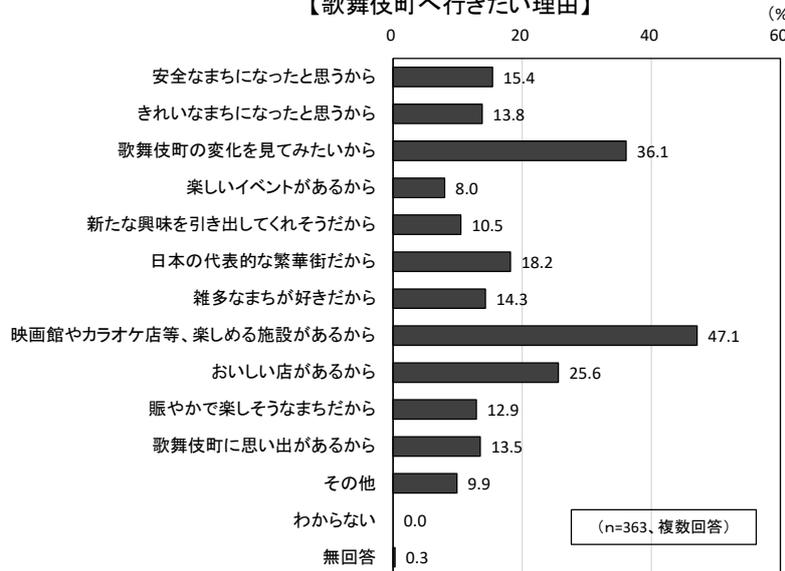
～約半数の住民が地域で犯罪への不安を感じている～



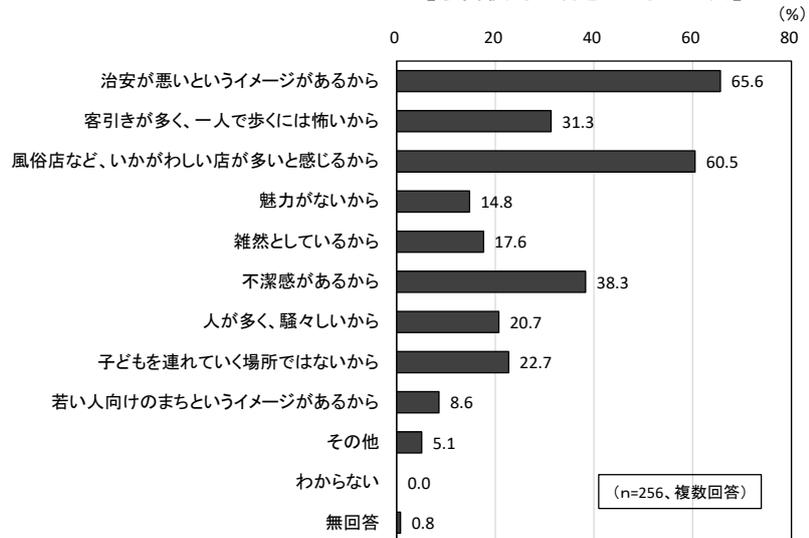
出典:「平成 28 年年度第4回区政モニターアンケート」(犯罪への不安)(新宿区)

(13) 歌舞伎町へ行きたい理由・行きたくない理由（本編 24 頁）

【歌舞伎町へ行きたい理由】



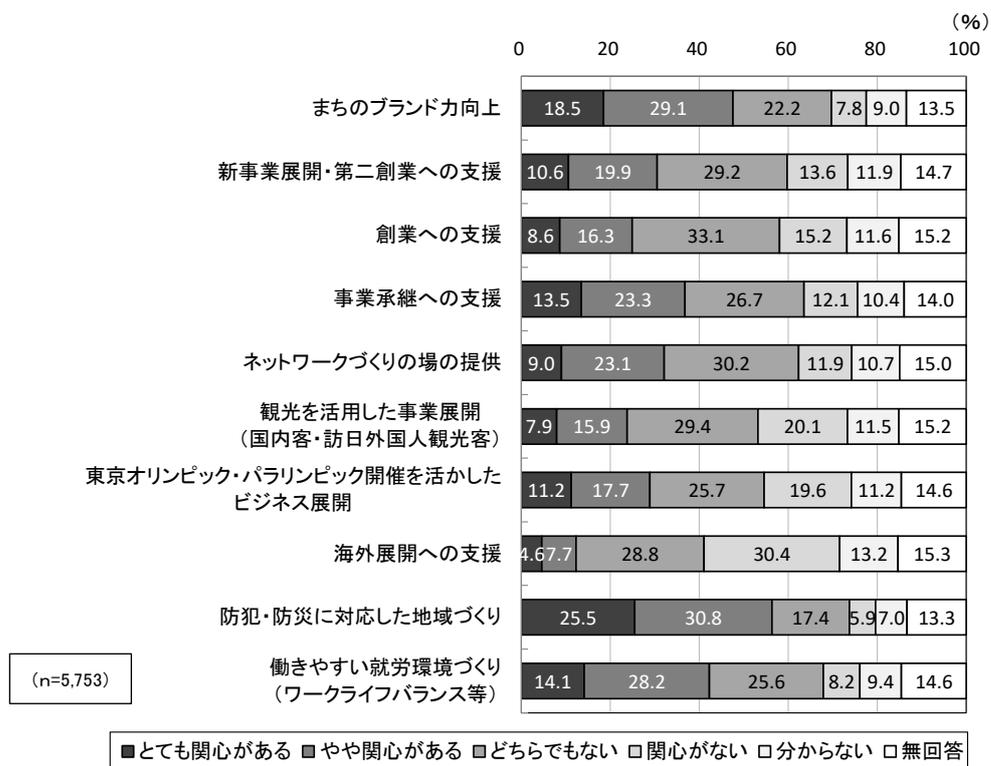
【歌舞伎町へ行きたくない理由】



出典:「平成 28 年年度第3回区政モニターアンケート」(新宿区)

(14) 新宿区の支援の方向性に関する関心度 (本編 24 頁)

～まちのブランド力向上や防犯・防災等の地域やまちづくりへの支援への関心が高い～



出典:「平成 28 年度新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」(新宿区)

2. 新宿区産業振興基本条例

平成 23 年 3 月 23 日新宿区条例第 9 号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興（以下「産業振興」という。）に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。

- (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。
- (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。

- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。
 - (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。
 - (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (7) 創造力のある産業を育成すること。
 - (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
- 2 区は、前項の基本的施策（以下「基本的施策」という。）を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。
 - 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
 - 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。

- 2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と福利厚生を増進に努めるものとする。

3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域におけるコミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進に努めるものとする。

3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。

3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めるとともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第10条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第11条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 基本的施策に係る重要な事項

イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項

(2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第12条 産業振興会議は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員）並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

（新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3. 検討経過

(1) 新宿区産業振興会議規則

平成 23 年 7 月 14 日新宿区規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区産業振興基本条例（平成 23 年新宿区条例第 9 号。以下「条例」という。）第 12 条第 4 項の規定に基づき、新宿区産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 1 人
- (3) 事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員） 2 人以内
- (4) 商店会の関係者 1 人
- (5) 産業経済団体の関係者 4 人以内
- (6) 金融機関の関係者 1 人
- (7) 教育研究機関の関係者 1 人

(会長及び副会長)

第 4 条 産業振興会議に会長 1 人及び副会長 2 人以内を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 産業振興会議は、会長が招集する。

2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第 6 条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。
(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、地域文化部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

(2) 産業振興会議委員名簿

【第3期（平成27年8月23日～平成29年8月22日）委員名簿】

(敬称略)

氏名	区分	肩書等	備考
植田 浩史	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授	会長 専門部会委員
河藤 佳彦	学識経験者	高崎経済大学 地域政策学部教授	副会長 専門部会委員
川名 和美	学識経験者	高千穂大学 経営学部教授	副会長 専門部会委員
松尾 武司	区民	公募区民	専門部会委員
酒井 学雄	事業者	公募事業者	
前田 明宏	事業者	公募事業者	専門部会委員
志村 一夫	商店会	新宿区商店会連合会 副会長	
加藤 仁	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本 関連団体協議会 代表理事	
富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 会長	
益田 佳代子	産業経済団体	東京商工会議所新宿支部	
太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 幹事	
遠藤 雅久	金融機関	東京三協信用金庫 融資部 部長	
友成 真一	教育研究機関	早稲田大学 教務部社会連携推進室 参与	

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の50音順）に記載。

※肩書等は委嘱当時のもの。

※川名委員の任期は以下のとおり。

平成27年8月23日～平成29年4月22日

【第4期（平成29年8月23日～平成30年8月22日）委員名簿】

（敬称略）

氏名	区分	肩書等	備考
植田 浩史	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授	会長
遠山 恭司	学識経験者	立教大学 経済学部教授	副会長
長山 宗広	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授	副会長
松尾 武司	区民	公募区民	
堀米 秀明	事業者	公募事業者	
前田 明宏	事業者	公募事業者	
武山 昭英	商店会	新宿区商店会連合会 副会長	
青木 滋	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事	
富田 篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 会長	
益田 佳代子	産業経済団体	東京商工会議所新宿支部	
太田 正一	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長	
橋本 茂樹	金融機関	西京信用金庫 専務理事	
友成 真一	教育研究機関	早稲田大学 社会連携研究所 所長	

※産業振興基本条例に規定する区分順（同一区分では、氏名または団体名の50音順）に記載。

※肩書等は委嘱当時のもの。

(3) 産業振興会議及び専門部会での検討経過

【第3期】

①産業振興会議

回	開催日	主な議事、検討内容
第1回	平成27年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> 第3期の進め方とスケジュール 現行の産業振興施策について
第2回	平成27年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> 産業実態調査と産業振興プランについて
第3回	平成28年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> 現産業振興プランの棚卸について 産業実態調査について
第4回	平成28年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> 「商店街のにぎわい創出に向けた調査」報告 平成28年度新規事業紹介 産業実態調査について
第5回	平成28年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> 「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」中間報告 「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」ヒアリング調査と第二次アンケート 次期「新宿区産業振興プラン」について
第6回	平成28年12月6日	<ul style="list-style-type: none"> 「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」第1次アンケート追加分析報告、ヒアリング調査実施報告、第2次アンケート調査票検討 次期「新宿区産業振興プラン」について 専門部会について
第7回	平成29年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」第2次アンケート結果報告 専門部会からの報告 産業振興ビジョンの検討
第8回	平成29年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興プランの構成案とたたき台について
第9回	平成29年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興プラン素案検討

②専門部会

回	開催日	検討内容
第1回	平成29年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区基本計画（骨子案）について ・新宿区産業振興基本条例について ・現新宿区産業振興プランの棚卸 ・新宿区の産業を取り巻く環境 ・プラン策定に向けて検討が必要な事項 ・産業振興プランに向けた産業振興会議の議論の整理 ・個別テーマ「商店会」についての検討
第2回	平成29年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査」結果報告 ・産業振興プラン策定の目的と対象について ・産業振興プランの構成 ・産業振興ビジョンと施策の方向性
第3回	平成29年4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興の方針と施策の方向性について ・産業振興プランの構成案について
第4回	平成29年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プランについて 構成、基本目標、施策の方向性
第5回	平成29年8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プラン素案検討

【第4期】

①産業振興会議

回	開催日	主な議事、検討内容
第1回	平成29年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興プラン素案検討
第2回	平成29年12月13日	